承諾する前に、本 Juniper Partner 登録契約書 (以下、「契約」という) をお読みください。本契約を承諾することで、あなたは (Juniper Partner として、または Juniper Partner でない場合は Juniper Partner 契約締結の権限を付与された代表者/代理人として)、本契約の諸条件に拘束されることに同意するものとします。あなたが本書に記載の条件に同意しない、あるいは同意できない場合、本契約を承諾しないでください。「承諾」をクリックすることで、あなたは全体として本契約の諸条件を読み、承諾したことを認めます。

本契約の締結当事者は、Juniper と Juniper Partner です。本契約の「発効日」は、Juniper Partner が「承諾」をクリックする日付とします。

1. 定義。本契約で下記の用語は以下を意味します。

「**ディストリビューター**」とは、担当地域内で Juniper Partners に製品とサービスを配給し、その使用を許諾する権限を Juniper から認められた法人を意味します。ディストリビューターのリストは www.juniper.net/partners/distributors.html （または Juniper が随時指定するその他の URL) で確認できます。当該リストは Juniper により随時修正または更新される場合があります。

「**ドキュメンテーション**」とは、操作マニュアル、取扱説明書、技術文献および Juniper が製品とともに通常提供するその他の資料を意味します。

「**エンドユーザー**」とは、顧客自らの事業を行うために Juniper Partner から製品およびサービスを購入し、さらなる流通や販売目的にそれらの購入を行わない顧客を意味します。

「**ハードウェア**」とは、Juniper Partner の注文先であるディストリビューターから、製品の一部として納入される Juniper の機器の物理的コンポーネントを意味します。

「**Juniper Partner**」とは、製品および/またはサービスをディストリビューターから購入して担当地域内でエンドユーザーに再販するために、本契約に同意し、Juniper に登録している企業を意味します。

「**Juniper Affiliate (ジュニパー関連会社)**」とは、「支配」が法人の議決権付証券の 50% 以上の直接的または間接的所有権、あるいは議決権付証券がない場合には法人の運営を指示・管理する取締役会またはそれ以外による能力の直接的または間接的保有を意味するところにおいて、Juniper によって支配される、または Juniper の一般的支配下にある、あるいは Juniper を支配する全ての法人を意味します。

「**Juniper Networks**」または「**Juniper**」とは次のことを意味します: (a) 製品および/またはサービスがヨーロッパ、中東またはアフリカ、アジアに出荷、設置または提供される場合は Juniper Networks International B.V.、または (b) 製品および/またはサービスが北米、中米、南米またはカリブ海地域に出荷、設置または提供される場合は Juniper Networks (US), Inc.。いずれの場合も、本契約が譲渡される可能性のある Juniper Networks 法人のすべての Juniper Affiliate を意味します。サービス提供に関連して使われる場合、本契約に基づく「Juniper Networks」または「Juniper」という用語には、Juniper の認定サービス代行者を含む場合があります。

「**Juniper Partner Center**」とは、以下の URL （または Juniper が随時指定するその他の URL) でアクセスできるオンライン パートナー ウェブサイトを意味します: http://www.juniper.net/us/en/partners/。

「**法律**」とは、国、州、自治体、政府機関における、贈収賄、汚職、データ保護、輸出または環境に関する法律を含みますがこれに限定されないあらゆる制定法、法律、規制、条例、行政命令またはそれらと同様の事柄を意味します。

「**POS (販売時点) 情報**」とは、ディストリビューターに発注する時に、Juniper や前記ディストリビューターが要求する情報を含み、Juniper Partner が提供する情報を意味し、次の内容を含みますがこれに限定されません: (a)Juniper Partner の名前及び Juniper Partner の加入プロセスの完了時に Juniper によって Juniper Partner に割り当てられる識別番号（*例 :* VAR ID）、(b) エンドユーザーの名前と出荷先住所、(c)各エンドユーザーに出荷する製品およびサービスの製品コード(*例 :* SKU)、(d) 各エンドユーザーに販売された製品の数量、(e) Juniper が随時要求するその他の情報。

「**製品**」とは、次の内容のハードウェア、ソフトウェアおよびドキュメンテーションまたはそれらの一部を意味します。(a) Juniper Partner プログラムおよび本契約による Juniper Partner の認定および専門化レベルに基づいて、Juniper Partner による購入および再販を Juniper が認可したもので、特殊な認可を必要とすると Juniper が決めた製品は除外されます。ならびに (b) 予備に使用されるもの。あるいは、(c) ドキュメンテーション、社内評価、または試験目的に使用されるもの、そして、特定の追加条項、条件、および制限を条件として本書の下で Juniper Networks が Juniper Partner に提供するもの。

「**サービス**」とは、製品のリモート メンテナンスおよびサポートを意味します。

「**ソフトウェア**」とは、ハードウェア (例えば、ファームウェア) に組み込まれるか別個に納入されるかに関わらず、機械可読オブジェクト コードを意味し、ソフトウェア リリースを含みます。

「**ソフトウェア リリース**」とは、ソフトウェアの新しい製品バージョンを意味します。

「**特別優遇**」とは、(i) 非標準または追加の割引、または特定のエンドユーザーとの取引あるいはプロモーションを目的に、Juniper が Juniper Partner へ提供する標準リスト価格より低く設定された再販業者の価格、または(ii) Juniper Partner が利用できるプロモーション、プログラム、リベート、利益、販売促進資金（MDF）を意味します。

「**担当地域**」とは、Juniper Partner 登録プロセスの完了後、Juniper Partner への電子メール通知にて Juniper が割り当てた地理的場所または地域を意味します。

2. Juniper Partner の任命: 任命の範囲: 米国連邦における販売。

2.1 Juniper Partner の任命。本契約の諸条件に従い、Juniper は Juniper Partner が製品およびサービスを担当地域内のエンドユーザーに対して売り込み、販売、提供することを唯一の目的として、あるいは製品およびサービスの売り上げを向上させるために製品およびサービスの評価およびデモンストレーションを目的として、非独占的に製品およびサービスを購入することを承認します。Juniper Partner は、エンドユーザーが担当地域外で社内業務を行っている場合、その旨を Juniper に通知する必要があります。さらに Juniper Partner は担当地域外のエンドユーザーに製品またはサービスを提供する前に、公認の Juniper 代理人から事前の書面による承認を得る必要があります。Juniper が書面で承認しない限り、Juniper Partner はディストリビューター以外から製品またはサービスを購入しないものとします。Juniper Partner は、Juniper の事前の書面による同意なしに、別の再販業者、代理人、仲介業者あるいは流通網内の他の仲介人に製品またはサービスを再販できません。Juniper Partner は、保証、免責およびライセンス契約のすべてが Juniper からの出荷時のままの場合に限り、製品を流通することができます。Juniper Partner は、Juniper またはディストリビューターから合理的に要求されたすべての措置を講じ、製品の使用に関する該当する制限および制約をエンドユーザーに伝えるものとします。

2.2 非独占的任命。本書に記載の任命は非独占的です。Juniper は、担当地域を含むあらゆる地理的地域で、直接または他の再販業者、ディストリビューター、および/またはチャンネルを通じて、製品またはサービスを売り込む、ライセンス供与する、あるいは販売する権利を明確に留保します。

2.3 任命の範囲。Juniper Partner が本契約に基づく権利を行使する場合、Juniper Partner は常に Juniper Partner 製品またはサービスの形で実質的な付加価値を組み合わせて製品を売り込みかつ再販するものとします。Juniper が書面でかつ事前に許可した場合、またはディストリビューターもしくは Juniper から Juniper Partner に提供されたものから発生しかつそれらと内容が一致する場合を除き、上記を制限することなく、Juniper Partner は Juniper の製品またはサービスの実施に関していかなる確約、保証または表明もしません。

2.4 米国連邦における販売。Juniper Partner は、Juniper のその時点で有効な連邦リセラー プログラムの規定に従い、かつ Juniper が設定した追加条件に従って、連邦または公共部門リセラーとして Juniper Partner が承認されている場合を除き、米国連邦政府に対して直接、あるいは請負人または下請業者を通して間接的に製品を販売できません。Juniper は、連邦リセラー プログラムおよび関連条項を随時修正する権利を留保します。

2.5 Juniper Partner の担当地域。Juniper Partner は担当範囲内のエンドユーザーに対して製品およびサービスを販売目的で積極的かつ継続的に宣伝・提供、および単独での販売を行うものとします。Juniper Partner は担当範囲外のエンドユーザーに対して、製品およびサービスの販売を目的とする宣伝や提供、または販売を、Juniper の事前の書面による同意なしに行わないことに同意します。

3. ライセンス供与: 制限事項。

3.1 商標ライセンス供与。Juniper は、本契約の期間中、その条件に従って、エンドユーザーへの製品および/またはサービスの再販のみに関連し、合理的に必要な範囲内のみにおいて、Juniper が主張する商標、サービス マーク、ロゴ (以下、「マーク」という) を担当範囲内で使用・表示する、非独占的かつ譲渡不可の権利を、無償で Juniper Partner に供与します。Juniper Partner は、マークを使用した場合に限って製品を販売および流通するものとします。Juniper Partner は、製品およびドキュメンテーションに記載されたマーク、著作権情報、商標またはパッケージを取り除いたり変更しないものとします。Juniper Partner は、その時点で有効な Juniper のロゴ使用ガイドラインに従いマークを使用します。ガイドラインは www.Juniper.net/us/en/local/pdf/design-guides/3100012_2a-en.pdf または Juniper が随時指定するその他の URL で確認できます。さらに、Juniper は審査および承認の前に、マークを参照する、あるいは表示するすべての販促、広告、あるいはその他の資料を Juniper に与えるものとします。Juniper Partner

がマークを使用することによって、マークに対するいかなる権利、権限もしくは利益、または製品の販売もしくは流通を継続させる権利を Juniper Partner に有利になるように生じることはありません。Juniper Partner は、いかなる管轄区でも自身、Juniper、あるいは他の当事者のためにマーク (あるいは類似の商標、サービス マーク、またはロゴ) のいずれも登録しない、あるいは登録を申請しないものとし、いかなる管轄区でも単独または他の単語またはデザインによってマークの Juniper による登録または使用を妨害しないものとします。Juniper Partner は、Juniper が当該権利に関する違反行為を含む法的措置または衡平法上の訴えを進め、マークの使用を停止するように Juniper Partner に要請しようとする場合、Juniper に協力することに同意します。マークを使用することから自動的に生じるすべての営業上の信用は、一方の当事者からの行動がない場合、Juniper の利益のために効力を生じます。

3.2 ライセンス供与。本契約の条件に従って、製品がソフトウェアを含む、あるいはそれから構成される範囲で、Juniper Partner の任命によって、Juniper Partner に当該ソフトウェアを担当地域のエンドユーザーに流通させる非排他的で譲渡不可なライセンスのみを供与し、Juniper Partner、エンドユーザー、あるいは他の当事者に当該ソフトウェアに関する権利・所有権および利益を移転するとはありません。Juniper Partner は、ソフトウェアを含む、あるいはそれから構成される製品を、個別ユニットとして販売、販売提案、売り込み、または流通しないものとし、これを試みないものとします。ソフトウェアは、各製品に含まれるライセンス契約、あるいは以下の URL (あるいは Juniper が随時指定するその他の URL) に掲載されたライセンス契約の諸条件のみに従って供与されます: http://www.juniper.net/support/eula.html。Juniper は、製品がソフトウェア以外の品目を含むかそれから構成される範囲内においてのみ製品を販売します。Juniper Partner は、本契約内で「購入する」、「販売する」、「販売」または同様の内容などの用語が使用されていても、ソフトウェアの所有権は、本契約に基づいて Juniper Partner （もしくはその他の当事者） に移転されないことを認めます。本契約で Juniper Partner に明確に供与されていない Juniper の他のすべての所有権は、Juniper が明確に留保します。

3.3 制限事項。Juniper Partner は次のことを行うことをできず、また第三者が次のことを行うことを許可できません。(i) ソフトウェアの修正、改変、リバース エンジニアリング、逆コンパイル、分解、それからソース コードを抽出する試み、またはそれに基づく派生著作物の作成、(ii) ソフトウェアの不正コピーまたは複製品の作成、(iii) 本契約を順守している場合を除いた、ソフトウェアおよびドキュメンテーションの配布、サブライセンス供与、または売り込み、(iv) ソフトウェアまたはドキュメンテーションまたはそのコピーに含まれる、著作権情報、ラベル、またはマークの削除、(v) 製品とともに出荷される保証、免責、およびライセンス契約の変更および削除、(vi) ソフトウェアが組み込まれている、あるいはソフトウェアが提供されている製品の一部として以外のソフトウェアの使用、あるいは (vii) 本契約で明確に供与された内容以外のソフトウェアに関する権利の行使。別段、Juniper が資格を有する救済手段を制限することなく、これらの制限事項を違反すると Juniper の保証または支援義務を喪失することになります。

4. レポート、商品の在庫および注文。

4.1 レポート。Juniper Partner は、Juniper Partner がディストリビューターに発注する際、すべての必要とされる POS 情報をディストリビューターに提供するものとします。Juniper Partner が購入時の POS 情報をディストリビューターに提供できない場合、Juniper Partner はそのディストリビューターと Juniper に書面で通知し、POS 情報の提供方法についてディストリビューターおよび Juniper から書面による承認を得る必要があります。Juniper Partner は、Juniper または該当するディストリビューターが制定したその他のレポート要件およびレポート提出手順に従うものとします。

4.2 商品の在庫および注文。Juniper Partner は在庫の保管および「在庫」注文、つまり将来的な再販売を目的とした在庫品として意図的に Juniper 製品を発注することはできません。本項は、特定のエンドユーザー向けの準備および/または構成サービスを目指して Juniper Partner が一時的に保管する製品には適用されません。また Juniper Partner は、かかる準備および／または構成サービスに対するすべての義務およびリスクを自身が有していることを理解するものとします。Juniper Partner は、Juniper Partner がエンドユーザーから注文書を受け取った後にのみ、ディストリビューターに発注することができます。

5. 保証。

5.1 ハードウェアおよびソフトウェア媒体保証。Juniper は製品にエンドユーザーに対する保証を含めます。再販業者は、製品と一緒に提供される保証を修正、改ざん、あるいは削除しないものとします。別段の合意がない、あるいは法律で制限されていない限り、Juniper は不具合のあるハードウェアの修理において改造済みまたは使用済みの部品またはコンポーネントを使用できます。本第 5 章と、製品と共に出荷された保証および免責事項の間に矛盾がある場合、後者が優先するものとします。

5.2 制限事項。ハードウェアまたはソフトウェアが、(i) 元の識別マークの除去または変更を含むがこれに限定されない何らかの形で変更されていた場合 (当該変更が Juniper によって加えられた場合は除く)、(ii) 関連するドキュメンテーションに従い設置、操作、修理またはメンテナンスされていない場合、(iii)法律に準拠して輸入されていない場合、(iv)Juniper またはその代理人によって訓練されていない者により修理が行われた場合、あるいは (v) 不合理な物理的、熱的、または電気的ストレス、誤用、過失、または事故の被害にあった場合には、いかなる保証も適用されません。さらに、ハードウェアまたはソフトウェアは次の内容で使用するために設計されておらず、それで使用するためのものではなく、次の内容でのハードウェアまたはソフトウェアの使用に関する適合性の明示あるいは黙示の保証を拒否します。(A) 原子力施設の設計、建設、操作またはメンテナンス、(B) 航空機のナビゲーションまたは操作、または (C) 生命維持または命に関わる医療機器の操作。Juniper は、当該プログラムまたはデータの損失または破損に対して保護するためにプログラムおよびデータをバックアップする責任を負いません。Juniper の保証義務には設置サポートを含みません。

5.3 免責事項。Juniper のウェブサイトに掲載されたすべての資料は「現状通り」で提供されます。上記第 5.1 章で定義されている以外、本契約に基づいて提供される製品およびサービスに関して、明示的にも黙示的にも、法規によるものでもそれ以外によるものでも、Juniper は一切保証および条件付けを行いません。保証から除外されるものには、市場性があること、特定目的に適合すること、隠れた欠陥がないこと、または使用、取引もしくは取引過程に起因する保証を侵害していないことを含み、これらに限定されません。Juniper は、そのウェブサイトに含まれる情報、リンク、その他資料の正確性および完全性、またはソフトウェアにエラーがなく、問題や障害なく稼動することを保証するものではありません。

6. Juniper Partner プログラム要件

6.1 資格。Juniper Partner は販売サービスの提供と、本契約下における Juniper Partner の義務の履行に十分な販売、技術、財務、会計、物流およびマーケティングに関わる組織、施設、ならびにその他の資源を随時維持するものとします。Juniper はいくつかのパートナー レベルを提供し、特定のレベルは招待を必要とします。Juniper のパートナー アドバンテージ プログラム (再販売者プログラム) において招待を受けるためのほか、指定されたレベルを獲得および維持するためにも、Juniper Partner は、Juniper Partner の指定レベルに関する最新プログラム要件を継続的に順守する必要があります。それらには、Juniper のパートナー アドバンテージ プログラム (再販売者プログラム) に基づいて指定されるすべての該当する認定および専門化要件を含みます。これらの要件を満たし、順守しないと、Juniper Partner を特定の「パートナー」レベル (これによって、低い標準最低値引きを含むがこれに限定されない状態になる可能性がある) またはプログラムへの参加の資格がもうないようにさせる可能性があります。Juniper Partner は、Juniper Partner が利用できるようにされた、あるいは Juniper のパートナー センターにあり、http://www.juniper.net/us/en/partners でアクセスできるすべての方針、プログラム、およびプロモーションを含むがこれに限定されない、Juniper の文書で概略が説明された他のすべての要件を常に依然として順守します。Juniper は、業務のニーズに対応するために随時、業務報告書、方針および手順に関わる要件を更新する権利を留保します。Juniper Partner は、(i) 製品およびサービスの販売に影響を及ぼす可能性がある業界動向および状態を Juniper に提供し続け、(ii) ある場合は、Juniper が定めた通りに製品に関する特殊パッケージングまたは他の要件に従い、(iii) Juniper によって合理的に要請される、あるいは本契約の目的と一致するその他の義務を果たし、そして (iv) Juniper の腐敗防止トレーニング プログラムおよび活動に積極的に参加するものとします。

6.2 Juniper のウェブサイトおよびパートナー センター。Juniper は、Juniper のウェブサイト上に Juniper Partner の連絡先情報、住所、および Juniper Partner のウェブサイトへのリンクを含むがこれに限定されない、Juniper Partner の名前および Juniper Partner に関連するその他の関連情報を掲載することができます。Juniper Partner は本書によって Juniper に対して、上記掲載に必要なすべての権利、認可、および許可を与えるものとします。さらに Juniper Partner は Juniper のウェブサイトのポリシーに従い、Juniper Partner の販売活動を支援する様々なツールやリソースを提供する、Juniper のアクセス制限付きウェブサイトにアクセスすることができます。Juniper Partner は、Juniper Partner による Juniper パートナー センター ウェブサイトへのアクセスおよび使用を Juniper が随時、如何なる理由でも Juniper の独自の判断により制限、停止、条件付けを行うことができることを認めます。

6.3 特別プログラム。Juniper Partner は、特別プログラムに参加するための Juniper による招待を受けることができます (そして、Juniper Partner は承諾することを選択できます)。Juniper Partner は、特別プログラムへの Juniper Partner の参加に関するすべての条項、条件、制限事項、および指示を順守することに同意します。Juniper は Juniper Partner に対して、特別プログラムに参加するために必要なすべての該当する資料および URL を提供します。Juniper は、Juniper Partner への書面での通知を行うことで、いつでも、如何なる理由でも、あるいは理由がなくても、特別プログラムを取り消すことができます。

6.4 デモンストレーション、社内評価、および試験機器。Juniper Partner は、デモンストレーション、社内評価、および試験目的のために本契約に基づいて製品を購入できます。デモンストレーション、社内評価、および試験目的のための Juniper Partner による製品のすべての購入は本契約の諸条件のほか、Juniper の最新の規則、制限事項、およびガイドラインに支配されます。それとは反対に、第 2.1 章 (Juniper Partner の任命) に示された任命を含むがこれに限定されない、本契約のいかなる規定にもかかわらず、Juniper Partner はデモンストレーション、社内評価、および試験目的のために購入した製品を、Juniper の書面による事前の同意なしに再販、流通、あるいは他の当事者にサブライセンス供与することはできません。

6.5 特別優遇および割引の損失。Juniper は、条件の有無に関わらず、Juniper Partner に特別優遇を提案またはそれを利用できるようにすることができますが、義務ではありません。Juniper Partner は Juniper が提供する特別優遇を、かかる特別優遇が提供される目的および意図に遵守する場合にのみ使用でき、それ以外の目的では使用できない旨に同意します。特別優遇を受け取るには、Juniper Partner は、本合意の諸条件、特別優遇に関連するすべての特別な指示または条件を常に順守する必要があります。Juniper が行使する資格があるかもしれない救済手段を制限することなく、Juniper の独自の判断で、Juniper Partner が次の内容 (以下の各々が「契約終了事由」となる) のいずかを行っている場合、Juniper は Juniper Partner に提案または提供される一部またはすべての特別優遇を速やかに減らす、あるいは無効にする、あるいは 本契約を終了することができます: (i) 特別優遇に関する Juniper の条件または指示を満足しない、(ii) 特別優遇が意図した目的のために、あるいは該当する期間中にエンドユーザーへの特別優遇を拡大しない、ある

いは提供しない、(iii) 本契約の第 2.1 章 (Juniper Partner の任命) または第 7.3 章 (法律の順守と Juniper Partner の賠償義務）に違反する、(iv) Juniper に虚偽の報告を行う、(v) Juniper に不正確な情報を提供する (不正確な帳簿または記録を含む)、(vi) グレーマーケット (半合法的市場)、詐欺、賄賂、過失行為に関与する、(vii) Juniper の評判または信用 (または Juniper の製品または人員の評判) に傷をつける、あるいは非難する、あるいは (viii) Juniper の事業に損害を与える、あるいは取引上の損失を生じる。Juniper は、特別優遇の削減または取り消しを Juniper Partner に書面で通知するものとします。Juniper は、契約終了事由の結果として削減または取り消されている特別優遇も確認するものとします。引き金となる出来事が起こったが、Juniper Partner が該当する特別優遇を受けていなかった場合、特別優遇を速やかに取り消し、Juniper Partner には 提供しないものとします。契約終了事由が起こり、Juniper Partner が該当する特別優遇を受けていた場合、要請に応じて Juniper Partner は Juniper が指示した通りに速やかに次のいずれかを行うものとします。(a) 引き金となる出来事の結果として削減または取り消されている特別待遇の全額 (または Juniper が確認したそれより少ない額) を Juniper に返金します、あるいは (b) 製品および/またはサービスの定価 (または Juniper が確認したそれより少ない額) と、契約終了事由の結果として現在削減または取り消されている特別優遇を受けている結果として Juniper Partner が支払った実際の金額との差額を Juniper に返金します。本書で示された返金ガイドラインに従って Juniper Partner が Juniper に速やかに返金しない場合、Juniper に提供されているその他の権利または救済手段を制限することなく、Juniper はディストリビューターに、Junipet Partner が Juniper に返金する必要がある金額を、当該ディストリビューターに対して Juniper Partner が支払うべき今後の請求書に追加するか、集金代行業者が当該金額を回収するように手配するように要請できます。Juniper Partner は、Juniper の要請に応じて、Juniper に対して Juniper Partner は契約終了事由に関与していない旨を書面にて証明するものとします。特別優遇は、Juniper が承認した期間、限定数、エンドユーザー、および地理的場所のみに対して有効です。

6.6 **監査権限**。Juniper Partner は、すべての製品およびサービスのその受け取り、取扱い、および販売に関連する完全で正確な帳簿および記録を保管、維持するものとします。Juniper Partner は本契約期間中、および契約の終了または満了後の最長 3 年の期間中、常に当該帳簿および記録を保管および維持するものとします。用語「帳簿および記録」には、Juniper Partner が Juniper またはディストリビューターのいずれかに提供したレポートまたはその他の取引に関わる文書も含みます。一般に認められている会計原則に従って、すべての当該帳簿および記録を保管する必要があります。Juniper は、当該帳簿および記録を点検または監査する権利を有し、それにはエンドユーザーに関連した販売データを含みます。Juniper は Juniper Partner に対して点検または監査を始める少なくとも 7 日前に通知を出すものとします。Juniper Partner は、監査のために提供されるデータが正確で完全であり (すなわち、当該データを、すべての製品およびサービスの受け取り、取扱い、および販売に関連した Juniper Partner の帳簿および記録から直接引っ張ってきた)、操作または変更されていない旨の Juniper が満足する証拠を提出する必要があります。Juniper は点検または監査を行う、あるいは Juniper が選んだ第三者に当該点検または監査を行わせる権利を留保します。点検または監査の一部として、Juniper Partner は、点検、監査、または棚卸しを行うように Juniper が要請する時に Juniper Partner の帳簿、記録、施設、製品、および在庫に完全にアクセスする権限を Juniper またはその代理人に提供するものとします。Juniper および/またはその代理人は、Juniper Partner が本契約を順守している、与えられた特別優遇に対して適切な資格を有することを確認するために、そして Juniper Partner がその適用される標準最低値引きレベルの資格を引き続き得ることを検証するために、Juniper が必要であると考えるありとあらゆる情報を要請でき、Juniper Partner はその情報を提供するものとします。あるいは Juniper Partner が現在指定されている値引きレベルまたは関連する特別優遇の資格を満たしていないと Juniper が判定した場合には特別優遇を取り消します。Juniper が点検、監査、または棚卸しを行うように要請する時 (ただし 7 日以上前に通知を行う)、Juniper Partner は Juniper または Juniper が選んだ第三者に対して、Juniper Partner の通常営業時間中に Juniper Partner の帳簿、記録、施設、および在庫への完全なアクセスをどこであっても許可するものとします。調査対象期間は Juniper がその独自の判断で判定します。Juniper Partner は、当該点検および監査を本契約の期間中および本契約終了後の最長 3 年の間に実施できることに同意します。Juniper Partner は、当該点検または監査に協力するために、その代表者、代理人、従業員、コンサルタント、および Juniper が指定するすべての該当する第三者と協働するものとします。Juniper Partner が要求された情報の提供を行わない場合、または Juniper Partner の現場 (あるいは Juniper Partner の関連会社の事務所) または記録へのアクセスを提供しない場合は、契約の即時終了の原因となり、さらに Juniper が判断する当該その他の救済措置の実施が求められます。

7. **一般契約条件。**これらの諸条件は、本契約およびあらゆる添付書類に適用されます。

7.1 **機密情報。**機密情報とは、以下の方法でその他の当事者 (以下、「受領当事者」という) に直接的または間接的に開示されるすべての情報を意味します。(i) 有形の形式であり、「機密」、「専有」または「企業秘密」と指定されている情報、(ii) 口頭で開示され、開示後 30 日以内に受領当事者に「機密」、「専有」または「企業秘密」として書面による要約で提供される情報、または、(iii)情報の性質及び開示の状況により、受取側が機密または専用であることを無理なく推測すべき情報。機密情報には以下のものは含まれません。(a)受取側に責任なく、一般に既知となっている、または既知となる情報、(b)開示時に受取側に知られていることが受取側の記録で証明される情報、(c)今後、権利として、開示上の制限なく第三者により受取側に提供される情報、あるいは (d) 開示当事者の機密情報を使用または参照することなく受領当事者により独自に開発される情報。Juniper Partner は、Juniper の価格リスト、割引、割引に関する慣習、特別優遇、ドキュメンテーション、ソフトウェア、製品ロードマップ及び製品方向性の記載は全て、本契約の下で機密情報とみなすことに同意するものとします。

受領当事者は、開示当事者のすべての機密情報を機密に保持するために妥当な注意を払い、どちらの当事者も開示当事者の機密情報を第三者に開示したり、開示当事者の機密情報を不正な目的で使用してはなりません。受領当事者は次の場合に限って機密情報を開示できます。1) 本契約の目的を遂行するために知る必要があり、かつ、本契約内で規定されている機密情報の保護に関する書面での合意を行った機密情報の機密性の保護を義務付けられているその従業員および代表者に対して、および 2) 開示当事者が保護措置を取ることができるだけの十分な告知を受領当事者が提供することを条件に、裁判所またはその他の政府機関による有効な命令、そうでなければ開示することが法律で義務付けられている場合への対応として。本契約に明示的に定める場合を除き、本契約はいずれの当事者に対しても、明示的または暗示的に、機密情報に含まれる知的財産に対する権利やライセンスの供与をその他の当事者に許可するものではありません。受取側が負う責任は、受取側の行為なくしても、開示側の機密情報が公開または一般に既知となる時まで存続するものとします。あらゆる機密情報は、受取側で不要となった場合、または開示側の要求や本契約の解約時点で、即座に開示側に返却または処分するものとします。各当事者は、これらの機密条項に対する全ての違反は、回復不可能な侵害を相手側に引き起こし、相手側には差し止めによる救済またはその他の衡平法上の救済、さらに（それらの代わりではなく）かかる当事者が与えられるその他の救済を求める権利が与えられることに同意するものとします。機密情報の開示は本契約により管理され、当事者またはその代理人により過去に締結された機密保持または守秘義務契約全てに優先するものとします。このような機密情報は、当該交換が行われた日現在で、本契約に基づいて開示されていた (および本契約が有効であった) かのように取り扱われるものとします。

本契約のいずれの条項も、本契約で予定される取引の Juniper の所得税措置および所得税構造に関連した機密情報、および当該課税措置または税構造に関連するものに提供されるあらゆる種類のすべての資料 (評価またはその他の税分析を含む) の一方の当事者による使用または開示を禁止または制限するものとします。

7.2 適用言語。本契約が英語で書かれ、受諾されることに両当事者は合意します。英語バージョンからの本契約の翻訳は、便宜上でのみ提供されるものとします。Les parties aux présentés confirment leur volonté que cette convention de même que tous les documents y compris tout avis qui s'y rattaché, soient redigés en langue anglaise (翻訳: 「本契約およびすべての関連ドキュメンテーションが英語であることを両当事者は承認します」)。

7.3 法律の順守と Juniper Partner の賠償義務。Juniper Partner は (i) 製品および/またはサービス、(ii) 製品および/またはサービスの販売および流通、(iii) Juniper、および (iv) Juniper Partner の事業活動に適用されるすべての法律を完全に順守するものとします。Juniper Partner が Juniper から提供される個人データを処理する、またはJuniper に個人データを提供する場合、Juniper Partner は次のようにするものとします。(a) Juniper にデータ保護法を違反させない、ならびに (b) Juniper が提供した個人データは、当該データを提供した目的に限って処理する。Juniper Partnerは、http://www.juniper.net/us/en/local/pdf/legal/partner-code-of-conduct.pdf (または Juniper が随時指定するその他の URL) に掲載されていてアクセス可能な Juniper の「Partner 向け行動規範」を受け入れ、それを順守する必要があり、Juniper Partner が当該行動規範を順守していることを毎年確認することが求められます。Juniper Partner は腐敗に対する書面による方針を有し、維持し (そして、それを順守するものとします)、米国海外汚職行為防止法および Juniper Partner が事業活動を行う場所の同様の法律に関して、その従業員、請負業者、およびコンサルタントに適切なトレーニングを提供する必要があります。製品の納品、保証に基づく製品の修理または交換、サービスまたは製品の提供、または販売奨励金の支払いが法律に違反する可能性があると Juniper が判定した場合、Juniper は本契約の違反になっていなくても、それを行うことを拒否できます。Juniper Partner (その従業員、代理人、およびコンサルタントを含む) は、金銭または有価物の全部または一部が直接または間接的に国際公共団体の職員、国家公務員、行政官、政治家の候補者 (前述のそれぞれを「外国職員」という) の誰かに提案、供与、または約束されることを知りながら、外国職員あるいはその他の人物への金銭または有価物の供与を許可、提案、または約束しないものとします。Juniper Partner は、Juniper およびその取締役、役員、代理人、および従業員を次のことから補償、保護、および無害に保つものとします。(i) 本章の Juniper Partner による不順守に起因または関連するありとあらゆる請求、要求、措置、訴訟、調査、および訴訟手続き (以下、「不順守請求」という)、および (ii) 不順守請求に起因または関連するすべての抵当権、法的責任、費用、および出費 (妥当な弁護士費用を含む)。

7.4 輸出制限。Juniper Partner は、製品、サービスおよび特定の Juniper の技術および機密情報 (「統制品目」と総称する) が様々な国の輸出および輸入管理法および規制に従うことを認め、これに同意します。当該法律には、統制品目がどこで製造されどこにあるかに関係なく、米国輸出管理法 (以下、「EAR」という) を制限なしに含みます。米国輸出管理法の目的のために、統制品目の外国への開示は輸出と見なされます。EAR は下記サイトで確認できます (http://www.bis.doc.gov)。オランダ輸出管理規制 (EAR に加えて) は、再販業者によって Juniper Networks International B.V. から購入されたすべての製品に適用されます。当該規制は下記サイトで確認できます (http://www.government.nl/issues/export-controls-of-strategic-goods)。統制品目の Juniper Partner による購入、流通、再販売、サポートおよび使用の過程において、Juniper Partner (従業員、代理人、およびコンサルタントを含む) はすべての適用される輸出および輸入管理法および規制を厳密に順守するものとし、ライセンスに基づく、あるいは適用法律に基づいて許可されている場合を除き、当該統制品目またはその直接製品を如何なる人物または法人に対しても、輸出、再輸出、譲渡、転用、リリース、または輸入しないものとします (Juniper Partner はそれらを利用もしないものとします)。米国および欧州連合 (EU) の輸出管理法の目的のために、技術データから構成される統制品目の外国への公開は輸出と見なされます。さらに、ソフトウェアである統制品目の輸出にはソフトウェアを他者が電子的にダウンロードできるようにすることを含みます。上述を制限することなく、(i) Juniper Partner は製品

または統制品目をグループ E 国 (現在、シリア、スーダン、キューバ、イラン、北朝鮮)(EAR Part 740 の補遺 1) に直接、間接を問わず輸出または再輸出することが禁止されています。そして大統領命令 13685 に基づいて、クリミアへのすべての輸出および再輸出も禁止されています。(ii) すべての必要なライセンスおよびその他の政府承認を持っている場合を除いて、再販業者は、製品または統制品目を制裁当事者に関する米国政府または EU 発表リスト (米国でのその他のうち、例えば輸出権利剥奪者リスト、未検証リスト、法人リスト、および取引禁止対象国リストを含み、これらは http://export.gov で入手可能です (以下、「統合スクリーニング リスト」という)、そして EU でのその他のうち、「EU 金融制裁を受ける人物、集団、および法人の統合リスト」を含みます。これは http://eeas.europa.eu で入手可能です) に掲載されている当事者に直接、間接を問わず輸出または再輸出することが禁止されています。(iii) 多くの製品は、特別な輸出ライセンス要件の対象である暗号化品目に分類されます。Juniper Partner は、EAR の適用に基づくライセンス例外の場合を除いて、ライセンスなしに当該製品を輸出または再輸出することが禁じられています。(iv) 特に、Juniper Partner は、ENC ライセンス例外 (EAR Part 740.17) に基づいた制限対象の暗号化品目である製品を、「Supp 3 of EAR Part 740」に一覧表示されている国以外の「政府エンドユーザー」(EAR Part 772 で定義される通り) に輸出または再輸出することが禁じられています。(v) Juniper Partner には、求められるライセンスがある場合は、それを確認し、Juniper Partner による輸出または再輸出を実施する前にそのライセンスを獲得していることを確認し、当該ライセンスに基づいてすべての適用されるライセンス条件 (必要に応じて、商品発送事前通知および商品発送事前点検のほか、エンドユーザーへのライセンス条件に関する通知の提供も含む) を順守する責任があります。ならびに (vi) Juniper Partner は、不法に輸出または再輸出された製品のサポートのためのサービスに関する契約の再販売 (またはその提供) が禁じられています。上記販売は厳しく禁止されています。Juniper は、Juniper が権利を有するいかなる救済措置を制限することなく、責任なしに、本契約に違反することなしに、以下のことを行うことができます。(i) Juniper が発注された製品の提供またはサービスの提供を履行することで、輸出規制法、その他の法律または規則を含む適用される法律を違反すると判断した場合、かかる製品またはサービスの発注を拒否または無効にすることができ、当該注文の達成における製品の納品またはサービスの実施が、輸出管理またはその他の法律または規制を含む適用法令に違反している可能性があると判定した場合に、製品またはサービスの注文の受諾を拒絶または撤回すること、および (ii) 当該納品または実施が、輸出管理またはその他の法律または規制を含む適用法律に違反している可能性があると判定した場合、保証に基づく製品の修理または交換を差し控えることを含む、製品および保証またはサービスの実施を差し控えること。Juniper Partner は要請に応じて、Juniper が合理的に要請した、Juniper Partner による製品の輸入または輸出に関連したすべての情報を Juniper に提供するものとします。Juniper は、Juniper パートナー センター ウェブサイトに当該条件または制限事項を掲載することで、Juniper、Juniper Partner およびそれらの川下の顧客に悪影響を及ぼし、製品の移動、流通、および処分に追加条件および制限事項を課す輸出違反のリスクを、必要または目的に適ったと思われる通りに随時減らすことができます。上記条件および制限事項は、上記掲載日から有効に Juniper Partner を拘束するものとします。

7.5 期間、終了。

7.5.1 期間。本契約は、本契約に従って期限前に解約されない限り、発効日から 1 年間有効です。本契約の最初の 1 年後、両当事者は本契約の期間を延長することに相互に同意することができます。

7.5.2 理由のない契約終了。当事者はいずれも、相手方に対して少なくとも 30 日前に書面で通知することにより、理由なしに、そして訴訟または行政処分の必要なしに、本契約を解約することができますが、Juniper は、発効日から最初の 30 日以内であれば、Juniper Partner に通知することにより、本契約を即座に解約することができることを条件とします。

7.5.3 理由のある契約終了。いずれの当事者も、書面による通知から 30 日以内に相手方により解決されない重大な違反がある場合、あるいは、その性質ゆえに 30 日以内に解決されない重大な違反が発生した場合は、解約通知とともに即座に本契約を解約することができます。これには、Juniper Partner に適用される Juniper Partner プログラムの主要事項の不履行が含まれますがこれに限定されません。Juniper は、Juniper Partner が次の状態の場合に即座に本契約を終了できます。(i) その営業活動を修了する、(ii) Juniper の監査要請を拒否する、(iii) 破産する、(iv) 管財人の任命を受ける、あるいは債権者の利益のために管財人の任命を行う、または (iv) 自発的または強制破産手続きに入る。さらに Juniper は次の場合に本契約を即座に終了できます。(a) Juniper Partner の所有者に重大な変更がある、あるいは Juniper Partner の資産の実質的にすべての販売または移転がある、(b) Juniper が、Juniper Partner プログラムへの Juniper Partner の参加に関連して、Juniper Partner によって行われた何らかの虚偽の陳述または不作為を発見した、または (c) 特別プログラム、特別または非標準値引き、市場開発基金請求または資格に関連する情報またはドキュメンテーション、あるいは、POS 情報または POS 情報をサポートするドキュメンテーションを含むがこれに限定されない Juniper あるいはディストリビューターに提供した情報またはドキュメンテーションを Juniper Partner が改ざんしたことを Juniper が発見した。

7.5.4 終了時の義務。本契約の解約時。

(a) Juniper により供与されたすべての認可およびライセンスは即座に終了し、すべての権利は Juniper に戻るものとします。終了が不払いのためである場合を除いて、本契約で供与されたライセンスは、注文が受諾され、製品およびサービスが終了前に納品されるすべての製品およびサービスに、ならびに Juniper Partner が実施途中であるすべてのサービスに対して拡大されます。

(b) Juniper の要請に応じて、製品およびサービス更新に関する Juniper Partner の注文の当時存在した未処理分、残りの RMA、ならびに本契約の終了に適用されるその他の問題を相互に確認する目的のために、両当事者は認定された代理人を通じて本契約の終了の発効日の 30 日以内に (Juniper の判断で、直接または電話を通じて) 会う機会を設けるものとします。Juniper Partner が本契約終了後 30 日以内に本項の目的のために Juniper と会う機会を設けないと、Juniper は当該不履行を Juniper Partner の購入義務のすべての取り消しとして扱うことができます。Juniper Partner が Juniper から書面による承認を最初に受け取っていた場合、Juniper Partner は本契約終了の通知日以降にのみ製品およびサービスを発注できます。本契約終了の通知後の Juniper (または認定ディストリビューター) による注文の受諾は契約の更新または延長とならないことに Juniper Partner は同意するものとします。Juniper Partner は、本契約の終了日前に注文が受領され、受諾された製品のみを販売できます。

(c) Juniper Partner がサービスを直接エンドユーザーに提供していた場合、Juniper は、その標準サポート方針に従って当該サービスをエンドユーザーに提供する、あるいは Juniper のサービスの提供を地区内の別の再販業者に再割り当てを行います。その場合、Juniper Partner は、サービス期間の残りの間、エンドユーザーによって Juniper Partner に支払われたすべての費用を、Juniper またはその他の認定再販業者に支払っていることを条件とします。

(d) 各当事者は、当該資料、ドキュメンテーション、データ、および機密情報から派生したすべての関連資料を含む、相手方の資料、ドキュメンテーション、データ、および機密情報のすべてを相手方に即座に返却する、あるいはそれらの破壊を証明するものとします。Juniper の名前、ロゴ、ならびに Juniper または Juniper の製品およびサービスに関連するその他の機密情報は、Juniper Partner のウェブサイト、電子メールの署名、マーケティングおよび販促資料、事務所、ならびにデモ用ラボから即座に取り除くものとします。Juniper が本契約の終了または Juniper Partner による本契約の違反をディストリビューターに通知できることに、Juniper Partner は同意します。

(e) いずれの当事者も、第 7.5.1、7.5.2 または 7.5.3 条に従って、本契約の終了に起因する予想利益、予想売上、または信用の損失に対する補償、返済を含むがこれに限定されないあらゆる種類の申し立て、費用、損失、または損害に関して、当該当事者が当該申し立て、費用、損失または損害に気付いていたかに関わらず、その責任を負いません。しかし契約終了によって、支払われるべき支払いについて制限なしに含む、本契約の終了前に発生した一方の当事者の法的責任はいずれも解消するわけではありません。JUNIPER PARTNER は、本契約に明記されているもの以外、法律の運用あるいは別の理由により本契約の終了時に補償金または賠償金を受け取るあらゆる権利を放棄するものとします。

7.6 残存。本契約を解約しても、いずれの当事者も相手方に対して負ういかなる支払または債務も免除されるものではなく、また本契約の何らかの違反に関するいずれの当事者の権利または義務にも影響を及ぼすことはありません。第 1、2.2、3.3、5 および 7 項は、それらの項の義務が完了するまで本契約の終了後も有効に存続します。

7.7 可分性。本契約のいずれかの部分に法的強制力がないことが分かった場合、残りの部分は完全な効力と効果を持ち続けるものとし、本書で述べた通りに両当事者の意図に対して最大限の法的効力を与えるために、法的拘束力のない条項を修正するものとします。

7.8 権利放棄。当事者が本契約の条項のいずれかを行使しなかったとしても、その当事者がその後本契約の各条項を行使する権利を放棄することにはならないものとします。

7.9 準拠法および裁判地。本契約には、法律規定の選択を除き、米国カリフォルニア州の法律が適用され、解釈されるものとします。「国際物品売買契約に関する国際連合条約」は本契約には適用されません。本契約に起因する如何なる争議 (支払いに関連する争議を除く) に関して、Juniper Partner は、米国カリフォルニア州、サンタクララ郡内の州および連邦裁判所の対人・専属管轄権および裁判地に同意するものとします。Juniper Partner が組み込まれている法域がカルフォルニア州裁判所の判決を認めず、執行しない場合、本契約またはその違反に起因する、あるいは関連する議論または申し立ては、国際紛争解決センターによって管理された仲裁によって判定されることに Juniper Partner は同意します。このような状況において: (a) Juniper によって選ばれた単独の仲裁人がいるものとします、(b) 仲裁の場所は米国カルフォルニア州サンフランシスコとします、(c) 仲裁の言語は英語とします、ならびに (d) 仲裁裁判所の仲裁判断が最終的なもので、両当事者を拘束するものとします。仲裁判断は、管轄権を有する裁判所で出される場合があります。本書の如何なる条項も、いずれかの当事者が管轄権を有する裁判所での断定的な救済命令または仮保全命令を得ようとすることを妨げることはないものとします。裁判所に対する当該申請を、前項に従った仲裁によって紛争を解決するこれらの条項と形はどうであれ一貫性なく行動する意図を示していると考えないものとします。上記に関わらず、いずれかの当事者は、その当事者の知的財産権または財産権の申し立てられた違反に関して、該当する管轄権の裁判所において仮差止救済を求めることができます。

7.10 **譲渡**。Juniper Partner は、Juniper の書面による事前の同意なしに、本契約に基づくその権利および義務を譲渡、下請け契約、および/または委託を行うことはできません。上記に違反しての譲渡、下請け契約および/または委託は無効です。Juniper は、Juniper Partner の同意なしに、Juniper Partner への書面による通知をもって、どの第三者 (Juniper Affiliate を含む) にも本契約に基づく権利および/または義務の一部またはすべてを譲渡、下請け契約および/または委託することができ、この通知は本契約の第 7.11 項に基づいて通知することを目的とした第三者 (または Juniper Affiliate) の連絡先情報および住所を含むものとします。

7.11 **注意事項。**本書に従って必要とされまたは許可されるすべての通知またはその他の通信は書面で行うものとし、電子メールによって送信した場合、以下の受信者に送られたものとします: (a) アジアに所在の Juniper Partner からは、APAC-TC@juniper.net へ ヨーロッパ、中東またはアフリカに所在の Juniper Partner からは EMEA-TC@juniper.net へ; 北米および南米所在の Juniper Partner からは Americas-TC@juniper.net へ、ならびに (b) Juniper からは、登録処理中に Juniper Partner が提出した電子メール アドレス (あるいは Juniper Partner が Juniper に書面で通知するその他の Juniper Partner 電子メール アドレス) に。Juniper Partner は本契約の期間中、有効な電子メール アドレスを常に維持する必要があります。さらに、Juniper Partner は電子メール アドレスを定期的に確認し、Juniper が当該電子メール アドレスに送信したすべての通知またはその他の連絡に対して速やかに応答する必要があります。通知は電子メールの送信後、1 営業日で受信されたものとみなすものとします。

7.12 **不可抗力。**いずれの当事者もその合理的な支配が及ばない原因による不履行に対する責任は負いません。

7.13 **独立請負人**。本契約で成立する関係は独立請負人の関係であり、本契約のいかなる内容も、次のように解釈されないものとします: (i) 一方の当事者にその他の事業活動を指示および管理する権限を与える、(ii) 両当事者をパートナー、ジョイント ベンチャー、代理人、フランチャイズ本部/フランチャイズ加盟者、あるいは共同または共通の請負への参加者として解釈する、または (iii) 一方の当事者が相手方に代わって義務を生む、または負うことを許可する。本書での「パートナー」へのすべての言及は総称であり、法的なパートナーシップの任命または存在を示唆するものではありません。各当事者はそれぞれ独自の存在であり、自身の負債や契約などに関する責務をそれぞれ有しています。

7.14 **責任の制限。本契約のいかなる規定にもかかわらず、本契約や製品またはサービスの販売に起因する、Juniper およびそのサプライヤーの累積総債務は、そのような債務を発生させた事象や状況の直前 3 ヶ月間に、Juniper の製品 (上記に定義) またはサービスに対して、Juniper Partner がディストリビューターに支払った金額に制限されるものとします。適用法令で許可できる限り、本契約に記載のそれとは反対にいかなる内容にも関わらず、いかなる場合も、利益損失、データの損失、あるいは代替品目またはサービスの調達の費用に関して何であれ、あるいは本契約または本契約に基づいて期待される取引に起因する、あるいはそれに基づいた特殊、偶発的、間接的、懲罰的、あるいは派生的損害に関して、契約、不法行為によってか、あるいは、本書に基づいて購入した製品の使用、あるいは実施する製品またはサービスの不具合に起因するものを制限なしに含む責任の法理に基づいてかに関わらず、如何なる理由でも、Juniper が当該損害の発生する可能性を事前に知らされたとしても、Juniper に責任または義務を負わせないものとします。本項は、適用法令で許可できる限り、当該損害が上記の本項で規定される総合的な集合の責任限度の対象となることを条件に、適用法令で排除できない損害に対する責任を排除しません。Juniper partner は、本書で示される保証責任の排除および責任制限に頼って JUNIPER がその価格を規定し、本契約を締結したこと、これらの排除および制限が両当事者間のリスク (契約の救済手段の本質的目的の不履行のリスク、および派生的損害のリスクを含む) の配分に反映すること、そしてこれらの排除および制限が両当事者間の売買契約の根本的な基礎を形成することを認め、これに同意します。限定された救済手段の本質的目的の不履行に関わらず、これらの制限が適用されるものとします。**

7.15 **Juniper のウェブサイトの更新**。本契約を、Juniper のウェブサイト (Juniper パートナー センター ウェブサイトを含む) 上にある Juniper の再販売者プログラムに関連するその他の資料と一緒に、Juniper Partner への通知を行った上で随時更新または修正できます。Juniper Partner は、Juniper のウェブサイトに関わるすべての更新または修正の通知が、本契約上の目的のために十分な通知であると見なされることに同意します。Juniper Partner は、Juniper のウェブサイト及びかかる更新または修正に関わるすべての資料を定期的に確認する責務を有しています。Juniper は、Juniper の再販売者プログラムの内容を自由に変更する権利を留保します。Juniper Partner は、Juniper ウェブページで更新をチェックし、適用されるプログラム要件全てに従う責任のみを負います。Juniper Partner による Juniper 再販売プログラムへの継続的参加は、Juniper の当時最新の諸条件の受諾となります。

7.16 **契約のクリックスルー英語版の適用。**本契約の英語版であるクイックスルーは、両当事者間の完全な了解および契約となり、口頭であっても書面であっても、両当事者間のすべての以前の契約、約束、または表明のほか、契約のダウンロード版または翻訳版にも、当該ダウンロード版または翻訳版が一方の当事者によって署名されていても、署名されていなくても関わらず、これらに優先します。